

**現地調査先候補リスト
(広域連携に関する事項)**

No.	都道府県	市町村※	都市制度	人口 (万人)	面積 (km ²)	概要
1	宮崎県	宮崎市 国富町 綾町	中核市 町村 町村	40.5 2.0 0.8	644.6 130.7 95.2	<p>【新たな広域連携モデル構築事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小単位を1市2町、最大単位を宮崎県全域として、総務省「新たな広域連携モデル構築事業」委託団体に決定。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の経済成長のけん引 <ul style="list-style-type: none"> ・交通・物流戦略策定事業 ・消費者ニーズにマッチした商品開発（六次産業化） ・スポーツランドみやざきの推進 ○工事の都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制将来構想の策定 ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・総合発達支援センター「おおぞら」の運営 ・総合防災施策の推進 【地方中枢拠点都市宣言】 ・2014年12月1日、宮崎市が「地方中枢拠点都市宣言」を行う（全国初）。 【連携協約の締結】 ・2015年3月25日、宮崎市と国富町、綾町が連携協約を締結。
2	兵庫県	姫路市 相生市 加古川市 赤穂市 高砂市 加西市 宍粟市 たつの市 稻美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町	中核市 一般市 一般市 一般市 一般市 一般市 一般市 一般市 一般市 町村 町村 町村 町村 町村 町村 町村 町村 町村	54.3 3.0 27.1 5.0 126.9 9.4 16.1 4.1 658.6 7.9 3.2 3.5 1.3 2.0 1.2 3.5 1.6 1.9	534.4 90.5 138.5 34.4 150.9 34.9 9.1 82.7 45.8 202.3 22.6 150.3 307.5	<p>【新たな広域連携モデル構築事業（2014年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8市8町を圏域として、総務省「新たな広域連携モデル構築事業」委託団体に決定。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の経済成長のけん引 <ul style="list-style-type: none"> ・「はりま・ものづくり力」の強化 ・「はりまグランドラントツーリズム」の展開 ○高次の都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療サービスの提供 ・播磨の玄関口・JR姫路駅前の整備とネットワークづくり ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通 【播磨圏域経済成長戦略の策定】 ・2014年12月、播磨圏域経済成長戦略会議が「播磨圏域経済成長戦略」を策定。 【連携中枢都市宣言】 ・2015年2月13日、姫路市が「連携中枢都市宣言」を行う。 【連携協約の締結】 ・2015年4月5日、姫路市と相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町が連携協約を締結。 【連携中枢都市圏ビジョンの策定】 ・2015年4月、姫路市が「播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定。
連携中枢都市圏						<p>【新たな広域連携モデル構築事業（2014年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6市2町を圏域として、総務省「新たな広域連携モデル構築事業」委託団体に決定。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の経済成長のけん引 <ul style="list-style-type: none"> ・ご長寿産業の育成 ・戦略的な観光施策 ○高次の都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の掘り起こし ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ○圏域全体としての地域包括ケアシステムの構築 【連携中枢都市宣言】 ・2015年2月24日、福山市が「連携中枢都市宣言」を行う。 【連携協約の締結】 ・2015年3月25日、福山市と三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市がそれぞれ連携協約を締結。 【連携中枢都市圏ビジョンの策定】 ・2015年2月、備後圏域連携協議会が「びんご圏域ビジョン」を策定。
3	広島県	福山市 尾道市 三原市 府中市 世羅町 神石高原町	中核市 一般市 一般市 一般市 町村 町村	47.2 14.4 9.9 4.2 1.7 1.0	518.1 284.9 471.1 195.7 278.3 381.8	<p>【新たな広域連携促進事業（2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6市2町を圏域として、総務省「新たな広域連携促進事業」委託団体に決定（継続）。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み
4	岡山県	笠岡市 井原市	一般市 一般市	5.2 4.3	136.0 243.4	<p>【新たな広域連携モデル構築事業（2014年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7市3町を圏域として、総務省「新たな広域連携モデル構築事業」委託団体に決定。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ○圏域全体の経済成長のけん引 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少のもとでも成長が期待できる観光産業 ・ソーシャルビジネス等の起業支援 ・新たな圏域ブランドの育成（六次産業化） ○高次の都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療サービスの提供 ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ・共同での移住交流説明会 【連携中枢都市宣言】 ・2015年2月17日、倉敷市が「連携中枢都市宣言」を行う。 【連携協約の締結】 ・2015年3月27日、倉敷市と新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市が連携協約を締結。 【連携中枢都市圏ビジョンの策定】 ・2015年3月、倉敷市が「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」を策定。 【新たな広域連携促進事業（2015年度）】 ・7市3町を圏域として、総務省「新たな広域連携促進事業」委託団体に決定（継続）。(主な取組み内容) <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内居住促進事業の実現可否に関するマーケティング調査

No.	都道府県	市町村※	都市制度	人口 (万人)	面積 (km ²)	概要	
						概要	
連携協約 (連携中枢都市圏以外)	5	鳥取県	鳥取県 日南町 日野町 江府町	都道府県 町村 町村 町村	58.3 0.5 340.9 0.3 134.0 0.3 124.7	<p>[新たな広域連携モデル構築事業（2014年度）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6町1村を関係市町村として、総務省「新たな広域連携モデル構築事業」（条件不利地域における都道府県による補完の取組み）委託団体に決定。（主な取組み内容） <ul style="list-style-type: none"> ○日南町、日野町、江府町、日吉津村への補完 ・災害復旧時等における人的支援・技術補完 ○大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、日吉津村への補完 ・電算システムを活用した連携の構築 <p>[連携協約の締結]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月27日、鳥取県と日南町、日野町、江府町が連携協約を締結。（主な取組み内容） <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全の確保（障がい者雇用、母子保健（発達支援等）、消費生活相談・消費者啓発、公共土木施設の維持管理、有害鳥獣被害対策） ・雇用創造、産業振興及び観光振興（移住定住・子育て支援、農林業振興・六次産業化、戦略的な観光施策） ・地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上（人事交流等の手法による専門人材確保、圏域マネジメント能力のための人材育成、行政情報等の共同発信、事務の共同化に関する検討、圏域教育のあり方の検討及び環境整備、圏域に共通する課題に関する検討） 	
遠隔型の広域連携	6	東京都	杉並区	特別区	54.7	34.0	<p>[交流自治体との連携・交流]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、福島県北塙原村、福島県南相馬市、東京都青梅市、東京都武藏野市、山梨県忍野村、静岡県南伊豆町と、教育、スポーツ、文化、芸術など様々な分野で交流事業を展開。 <p>[自治体スクラム支援会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で被災した福島県南相馬市に対して、杉並区と災害時相互援助協定を締結する群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市と連携し、様々な支援に取り組む（東京都青梅市、福島県北塙原村も加わる）。 <p>[静岡県、南伊豆町との連携による特別養護老人ホームの整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区、静岡県、南伊豆町が連携して南伊豆町内に特別養護老人ホームを整備するための覚書を締結。整備費の一部を杉並区が負担し、杉並区民が南伊豆町民と同様に優先的に入所できる。